

令和2年度 第一回大山崎町入札監視委員会 会議概要

日時 : 令和2年 8月 5日 (水) 14時00分～15時15分
場所 : 大山崎町役場3階 中会議室
出席者 : 委員＝宇野委員、権藤委員、荻野委員
事務局＝武田政策総務課長、宮田管財係リーダー
発注担当課＝谷利生涯学習課長
浅田政策総務課担当課長
阪口地域整備係リーダー
西川上水道係リーダー
北村下水道係リーダー
黒崎危機管理係員

傍聴者 : なし

《会議の概要》

1. 開会

新型コロナウイルス感染症対策について説明

2. 入札及び契約手続き等の運用状況の報告について

(1) 令和元年11月1日から令和2年4月30日までに契約した

工事案件について報告

- ・工事希望型指名競争入札により契約した案件は14件。
- ・随意契約（予定価格が130万円を超えるもの）により契約した案件は1件。

(2) 指名停止措置状況の報告

- ・該当案件なし

(3) 再苦情処理状況の報告

- ・該当案件なし

3. 抽出事案の審議について

(1) 審議案件

- ①大山崎町体育館駐車場照明 LED 化工事
- ②南谷川水路改修工事
- ③円明寺が丘団地側溝改修その 4 工事に伴う舗装
- ④役場庁舎災害対応用自家発電機更新工事
- ⑤谷田南加圧ポンプ室機器電気設備更新他工事
- ⑥下植野排水ポンプ場No.1 排水ポンプ盤マグネットスイッチ取替修繕工事

(2) 審議経過について

【主な質疑応答】

① 大山崎町体育館駐車場照明 LED 化工事(発注担当課:生涯学習課)

(委 員)LED の取替えは大山崎町ではどの程度進んでいますか。

(事務局)各所管で管理しておりますので把握しておりません。道路防犯灯の数が多いのですが、そちらの LED 化は全て終わっている所です。

(委 員)1 社失格となっておりますが、これは入札されて失格となったのですか。

(事務局)そのとおりです。

② 南谷川水路改修工事(発注担当課:建設課)

(委 員)1 社失格となっておりますが、最低価格を下回って失格となったのですか。

(事務局)そのとおりです。

(委 員)最低制限価格に支障がないとお考えですか。

(事務局)予定価格について公共積算基準に基づいて積算しております。最低制限価格は予定価格を基に町の公表している算出基準により算出しているため問題ないと考えております。

③ 円明寺が丘団地側溝改修その 4 工事に伴う舗装工事(発注担当課:建設課)

(委 員)19 社が参加されておりますが、町内以外は何社くらいおられますか。

(事務局)3社が町内で16社が乙訓二市及び京都市内です。

(委員)1社が失格で後は全て最低価格で入札されておりますが、そんな簡単に見積が出来るものですか。

(事務局)舗装工事は、比較的工種が少なく、同じような積算結果が出る人が多いようです。

(委員)入札制度変更の議論は出ていないのですか。

(事務局)今のところございません。全ての入札結果について、くじが続くようであれば、制度の検証をして対策をとっていく必要はあると考えております。

(委員)疑義申し立てなどはないのですか。

(事務局)ございません。

(委員)舗装工事は参加業者数が多いですが、他工事に比べたら参加資格が緩いということはないですか。

(事務局)ございません。なお、町内の登録業者数等から工種により参加いただける地域要件は異なります。

④ 役場庁舎災害対応用自家発電機更新工事(発注担当課:政策総務課)

(委員)落札した会社の所在地はどこですか。

(事務局)京都市です。

(委員)入札参加資格の京都府内、府外は日本全国という意味ですか。

(事務局)そうです。

(委員)今回工事は人件費か機器費どちらのウエイトが大きいのですか。

(事務局)機器です。

⑤ 谷田南加圧ポンプ室機器電気設備更新他工事(発注担当課:上下水道課)

(委員)更新他工事の他はどういった工事ですか。

(事務局)ポンプ室の改修工事です。

(委員)最低価格ではないですが、要因はわかりますか。

(事務局)わかりかねますが、最低制限価格の上限があるため積算されて上限を上回ったのかと思います。

⑥ 下植野排水ポンプ場No.1 排水ポンプ盤マグネットスイッチ取替修繕工事

(発注担当課:上下水道課)

(委員) 随意契約の理由の所で、競争入札する場合に不利だと認められる理由をご説明ください。

(事務局) 既存設備を製作し、点検を行っておりますことから現場を熟知しているためでございます。

(委員) 既存設備を製作したところへ、設備を丸ごと変えない限り今後も随意契約されるという事ですか。

(事務局) そうです。

(委員) 予定価格は、見積を徴取されたのですか。

(事務局) はい。

4. その他

- ・次回委員会までに、本町入札監視委員会条例第2条第3号(再苦情)又は第4号(町長が必要と認める事項)に該当する事案が発生した場合は、臨時会を開催させていただくことを確認。

閉 会